

1 はじめに

我が国の自殺による死亡者数は、平成10年以降3万人を超える高い水準で推移し、中でも山梨県は、平成19年以降、5年連続で警察庁「自殺統計」（以下「自殺統計」という）による発見地ベースの自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）が全国ワースト1位という状況が続いています。これには県外者の自殺が多いという特別な事情もありますが、山梨県の自殺死亡率も全国平均を上回っています。

平成19年に策定された「自殺総合対策大綱」には、自殺は「追い込まれた末の死」とあるといわれており、WHO（世界保健機構）は、最後の行為に至る段階では、自殺者の9割以上が精神疾患の状態であったことを報告しています。

年間3万人以上の死因となっている自殺を個人問題でなく、社会全体の問題ととらえ、その予防対策を効果的に進めていく必要があります。

本市においても山梨県自殺防止対策行動指針に沿って、実態を把握しながら生きる支援を考えていきたいと思います。

2 計画策定の方針

国の、平成19年に策定された「自殺総合対策大綱」及び、平成21年11月に出された「自殺対策100日プラン」「自殺対策のための地域介入プログラム（概要板）」を参考に、市の役割を検討し、本市における自殺対策を総合的かつ計画的に推進を図っていきます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成25年度から29年度までの計画とします。そして

健康づくり推進協議会などにおいて評価・見直しを行っていきます。